

1848/49年のドイツ革命と比較近代史研究の展開*

山井敏章

はじめに

『日本資本主義分析』（1934年）の序言において山田盛太郎は、各国資本主義の特質を対比しつつ次のような規定を与えた。すなわち、近代的大土地所有制をもつ英国資本主義、零細土地所有農民の關係をもつフランス資本主義、ユンケル（ユンカー）経済の支配と零細土地所有農民の局面をもつドイツ資本主義、ユンケル経済と雇役制度＝債務農奴態をもつ「軍事的封建的」な旧露資本主義、雇役制度の基礎と資本主義的大農経営の支配とをもつ米国資本主義¹⁾。戦後日本の社会経済史研究は、この規定をいわば軸として展開したと言って過言ではない。

たとえば高橋幸八郎は、上の山田の規定に言及しつつ、封建制から資本主義への移行の道筋を以下のような二つのタイプに類型化している。まず、西ヨーロッパ（イギリス、フランス）では、封建的土地所有は、独立自営農民層や中産的市民層の成長を基盤とする経済的發展のなかで事実上解体し、市民革命によって一掃された。市民革命は、この両国のいずれにおいても、独立自営農民層の分解過程のなかから形成されてくる「本来の資本主義的商品生産への体系」（農民型の道）と、封建的土地貴族や独占商人・特権企業家層の主導する「資本主義的改装への体系」（地主型の道）との国家権力をめぐる対立・抗争として現れ、革命の過程のうちに前者が後者を圧倒し去った。一方、東ヨーロッパ（プロイセン。そして日本も）では、逆に後者が前者を圧倒する。ここでは、ブルジョア革命への内部的諸条件が充分成熟しないまま、敗戦等外部的諸事情の側圧のもと、西ヨーロッパの進化への対応として変革が進められた。この変革は、19世紀初頭の農民解放や明治新政府による地租改正が示すように、ユンカー的土地所有や寄生地主的土地所有の法的確認を含むものとなり、資本主義の形成は、ブルジョア的自由主義・民主主義を圧殺する寡頭専制的支配のもとで推し進められたのである²⁾。

このような「近代的進化の二つの体系」の分岐を決するものは、高橋によれば何よりも封建的土地所有解体の所産としての独立自営農民層の成立如何、そしてこれら農民層の両極分解のありようである³⁾。ところで、わが国のドイツ経済史研究における近年の最も重要な成果のひとつは、この「両極分解」論の見直しに関わるものであり、それはまた、1848/49年のドイツ革命（いわ

*本稿は、「経済史の方法研究会」（東京大学経済学部）における共同研究のなかで生まれた。共同研究の成果は、馬場哲・小野塚知二編『西洋経済史の現在（仮題）』として2001年に東京大学出版会から刊行される予定である。本稿の内容もその1章として収録されるが、ただし紙数の制約から一定縮小を余儀なくされている。その原形をここに発表することを許された馬場・小野塚の両氏、そして研究会で有益なご批判・ご助言を下されたメンバー諸氏に感謝する。

ゆる三月革命)に関する「挫折したブルジョア革命」という従来からの評価の再考にもつながる内容をもっている。以下ではこの論点を切り口にして、この革命をめぐる内外の研究を振り返ってみたい。

1. 両極分解論再考

ドイツ資本主義成立史における両極分解論の基準をわが国で提示したのは松田智雄である。⁴⁾封建制解体過程における西ヨーロッパ型と東ヨーロッパ型という高橋のシェーマを踏襲しつつ、松田は、エルベ河を境とする西と東にこの二つの型が対立しつつ併存するというドイツ資本主義の周知の地帯構造論を展開した。⁵⁾松田によれば、このうち西エルベでは、西ヨーロッパ諸国におけると同様の自営農民層の成立、その両極分解のプロセスを確認しようののに対し、東エルベ(プロイセン)では、賦役農民層を母体とするという特殊な形の農民層分解が進行した。⁶⁾

この地では、15・16世紀における再版農奴制への転換(グーツヘルシャフトの形成)のなかで農民層の地位が劣悪化し、その基幹部分は、不安定な土地保有権(Lassbesitz)のみを有するラッシーテン Lassiten(領主農場での多量の賦役義務を負う世襲隷民)となった。こうしたグーツヘル＝ラッシーテン関係は、ようやく18世紀後半に至って本格的解体の危機を迎えるのであるが、その際変化は、王領地と一般貴族領とで異なる姿をとって現れた。

まず王領地では、農民土地保有権の世襲化、賦役の原則的廃止など、18世紀後半に一連の農民保護政策が実施され、分割された領主直営農場の小作人となる賦役免除農民が急速に増加した。彼らは、プロイセン絶対王権の強力な支柱となる。

一方、一般貴族領においては、賦役確保のために農民層の分解を阻止しようとする領主層の努力にもかかわらず、すでに18世紀初めには、標準農たる畜耕役農民保有地の分割・縮小が一般的になっていた。一方、より零細な手耕役農民のなかには(そして農村共同体の成員資格をもたない最下層農からも)、畜耕役農民の分割譲渡地を集積し、また本来保持を禁じられている耕畜を保持して上昇する者も現れた。手耕役農民は本来貧農に属する存在であったが、ただし畜耕役に比して手耕役の負担は軽微であり、もし十分な経営規模を確保しさえすれば、彼らのもとにおいてこそ富の蓄積の可能性も存在する。18世紀後半、とくにこの手耕役農民を主たる母体として「分解」が進み、この結果、ラッシーテンとしての農民層のかつての一体性は失われ、数フーフエの耕地と耕畜を保有する富農から自立的経営の不可能な者まで、農村内部に著しい分化が顕在化することになったのである。

こうした「分解」は、松田によれば東エルベにおける封建制解体への方向性を孕むものであったが、しかし19世紀初頭以降のプロイセン農民解放によって、この地における西ヨーロッパ型の近代化の途は遮断される。すなわち農民解放は、なるほど世襲隷民制を撤廃して農民層の地位を形式的に自由なものとしたが、しかし、保有地の2分の1ないし3分の1におよぶ土地割譲を解放の代価とする「調整」方式は、小農の犠牲の上に旧領主層の直営地拡大＝ユンカー経営の成立を結果し、また、「調整」資格の外におかれた膨大な数の手耕役農民も、農民保護規定の廃止、共有地分割に伴う共同体利益権の喪失によって困窮化した。彼らの多くは、ユンカー農場の中核

の労働者たるインストロイテ *Instleute*（わずかの土地と住居等の貸与、そして収穫物の一部を報酬として支払われる契約雇農）として吸収されることになる。こうして東エルベでは、「旧来の封建的土地所有者が……資本家的に進化する」⁷⁾「プロシア（プロイセン）型」の近代的進化の軌道が定置されたのである。

戦後間もなく現れた松田の以上のような議論は、わが国におけるドイツ資本主義史研究の礎石となり、幾多の精緻な研究がそこから生まれた⁸⁾。しかし、1980年代前半の藤田幸一郎の研究によって、この礎石は根底から揺るがされる⁹⁾。藤田が問題としたのは、松田の議論——そしてそれ以後の諸研究——の方法的核心を成す農民層両極分解論の妥当性、そしてそれと密接に関わって、松田の場合には必ずしも十分その意味が認識されていない農民・下層民間の身分的対立である。藤田は、ドイツの農村を東エルベ、西北ドイツ、西南ドイツの三つの地帯に分類してこの問題を論じているが、以下では「プロシア型」進化の要を成す東エルベにしぼって彼の議論を紹介しておきたい。

18世紀、東エルベのグーツヘルシャフト地帯における農村下層民は、藤田によれば、領主直営地の農業被傭者、農民に雇用される奴婢、零細農という三つのタイプから成っていた。このうち第一の農場被傭者（インストロイテ、奴婢）は農民人口をはるかに上回るほど多数を占める存在であり、賦役に依拠する領主直営農場という一般的イメージと異なり、これら被傭者が古くから、賦役と並んで領主農場経営の不可欠の労働力となっていた。つぎに農民による奴婢の雇用。とくに王領地に集中していた自由農民だけでなく、劣悪な状態におかれていたと言われる賦役農民の場合も、その少なからぬ部分が1～2人の奴婢を雇用し、領主直営地での賦役にもこれを利用していった。奴婢による賦役の代行を通じて賦役は実質的には貨幣地代にも等しい意味を持つものに転化しており（賦役負担の奴婢賃金への換算）、再版農奴制とも呼ばれる苛酷な賦役制の外見とは裏腹に、この地の領主・農民関係は、18世紀末には労働力としての奴婢の争奪戦の様相さえ呈するものとなっていたのである。

最後に零細農（ゲルトナー *Gärtner*、アイゲンケートナー *Eigenkätner*）について。注意さるべきは、この層が、とりわけ貴族領ではごく少数に留まっていたことである。領主にとっては、直営農場の労働力として不可欠なインストロイテと奴婢、そして賦役と奉公強制を通じて労働力を提供する標準土地保有農民こそが重要であり、そのような利益を持たない零細農の存在を彼らは徹底的に禁圧した。松田の言うところと異なり、農民保有地の売買や分割は行われず、自由農民村落の多い王領地における一定の例外を別とすれば、農民層分解は停滞していたのである¹⁰⁾。

さらに、19世紀初頭の農民解放について、改革の過程で土地を奪われて没落した農民がユニカー経営の労働力となった、というクナップ以来の「農民没落」説は、藤田によれば支持しがたい。確かに、土地保有権を証明しえない農民が「調整」資格を認められず、保有地を没収されてインストロイテ化する事例は確認されるが、その数はインストロイテ全体のごく一部でしかない。また、「調整」によって土地所有権を得た農民が土地の一部割譲等の負担によって困窮化し、結局その所有地を失うという事態も確かに少なからず確認されるが、しかしその数もまた、領主農場の農業労働者の増加と比べればわずかでしかなかった。

藤田によれば、領主農場の労働力を構成したのは——農民の賦役労働からインストロイテの契約労働への転換という通念に反して——「解放」の前も後もインストロイテと奴婢であった。農

場主は、領主裁判権・警察権等経済外的強制によって両者を拘束するとともに、自由な日雇より有利な条件を提示してこれら労働力の誘引と定着に努めた。また、「調整」による土地割譲の結果縮小した農民経営では雇用奴婢の過剰が生じ、ユンカー経営がこれを引き受けた。インストロイテ、奴婢、そして領主農場で働く日雇の数は、とくに1820年代末以降における穀物市場の景気回復のもとで増加する。さらに農村下層民のもうひとつのタイプ＝零細農も、共有地分割を契機として、とくに1830年代以降増加した。共有地を囲い込んだ農民層は、折からの地価高騰に乗じて土地を細分化して売りに出したが、この小地片を、アイゲンケートナーやインストロイテ、奴婢、そして農民に雇用される下層民（ロースロイテ Losleute ないしアインリーガー Einlieger）が、土地獲得の好機と見て買い取ったのである。こうして急速に膨張する下層民人口は、くりかえし発生する飢饉のたびに窮乏化の危機に陥り、深刻な「社会問題」、「大衆貧困」（Pauperismus）が現出することになる。

以上のような議論の上で藤田がとくに強調するのは、農民解放の前後を通じての下層民的存在の連続性であり、さらに彼らと正規の農民との間の身分的障壁、下層民の「賤民」的性格の一貫性である。1830年代以降、プロイセン政府は、困窮化する下層民の救済主体として農村ゲマインデの育成・強化に努めたが、このゲマインデは伝統的な農民共同体を基礎とし、下層民を排除する閉鎖的団体であった。下層民は、農場ではユンカーに隷属し、農民集落ではゲマインデ農民の「保護民」の地位におかれ、総じて社会的に「賤民」として蔑視されたのである。

こうした藤田の認識（西北ドイツ、西南ドイツについても同種の議論が展開される¹¹⁾）は、直接にはドイツにおけるコンツェの問題提起（マルクスによる近代労働者階級としてのプロレタリアート論に対する「賤民」としてのプロレタリアート論¹²⁾）に示唆を得たものであるが、より広くは、内外における民衆史への注目という流れのうちに捉えることができよう。すでに藤田に先立って良知力は、1848年のベルリンやウィーンの革命におけるプロレタリアを「下民」、「流民」と位置づけていた¹³⁾。そして、このような意味での「民衆」の再認識は、実はそれまでのブルジョア革命論の欠落部分を明らかにし、その再考をわれわれに迫る内容を含むものであった。以下では、わが国における三月革命研究の最も重要な成果である柳澤治の著書（1974年¹⁴⁾）の批判的検討を通じて、この問題を考えることとしたい。柳澤の研究は、ブルジョアジー、農民、手工業者、雇職人・労働者という革命の構成主体を網羅的にとりあげ、それぞれの運動と経済的・社会的状態を、絶対主義的領邦体制の構造的危機、そのなかでの産業資本の発達という巨大な流れのなかで分析しようとする包括的なものであるが、以下では、これまでの行論との関連で、まず農村の問題を中心に検討を加えることとする。

2. ブルジョア革命論再考

三月革命下の農民運動を、柳澤は反封建的「農民革命」と総括して表現する。それは、「農村の封建的支配＝隷属関係を破碎し、封建的土地所有の軌範から自らを解放することを目的とし」、「封建的諸賦課・領主特権の根底的変革を、『有償解放』方式に立つ『上から』の『農民解放』の廃棄を、基本的な内容とするもの」（強調原文）であった¹⁵⁾。地主領主層と対決する農民蜂起として

それは始まり、48年4月・5月の弾圧によって一段落した後、選挙活動、集会、請願等の合法的形態へと転換を遂げていく。

農民層の諸要求の柳澤による緻密な分析を追うなかで、前節での考察を踏まえたわれわれの目に欠落として映るのは、農村下層民の姿、そして農民・下層民間の対立の問題が、具体的叙述、そして理論的枠組みのなかに十全には組み入れられていないことである。問題は、とりわけ農民蜂起の扱いに現れる。

革命初期の農民蜂起について、柳澤は、西南ドイツ（バーデン、ヴェルテンベルク）とシュレーゼン——「農民革命」の二大中心地——を事例とする分析を行っている¹⁶⁾。この両地域では、領主支配に抗して農民・下層民の枠を越えた共同の闘争が闘われた。柳澤自身指摘するように、これらの地域でも農民・下層民の利害・行動が完全に同一だったわけではないが¹⁷⁾、しかし全体として見れば、ここにおける農民蜂起を反封建的「農民革命」と特徴づけることは可能だろう。ただし問題は、この両地域の動向を、革命期の農村の運動を代表するものと位置づけうるか、という点である。

近年の研究は、農民解放の進捗度と関連づけつつ、ドイツの南と北で農村の運動につきのような地域差のあることを確認している¹⁸⁾。

まず南・西南ドイツでは、バーデン（とくにオーデンヴァルト、南シュヴァルトヴァルト）に始まった農民蜂起がヴェルテンベルク（とくにホーエンローエ侯領やヴァインズベルク郡など北東部）に広がり、またバイエルン（とくにマイン河沿い地方、エッティンゲン＝ヴァラーシュタイン領のリース）やライン・マイン河流域地方（とくにヴェッテラウ、フォーゲルベルク、オーデンヴァルト）でも農民が領主の支配に抗して立ち上がった。これらは共通してグルントヘルおよびシュタンデスヘルに対する反封建闘争の性格を示しており、3月末ないし4月に入って封建的賦課租の廃止、領主裁判権の廃止等の要求が認められると同時にほぼ終息した。もともと、これによって農民が革命の舞台から退いたわけではなく、とくにバーデンやライン・マイン河流域地方では、その後も農村部に民主主義者（共和主義者）の主導する結社が広がっている¹⁹⁾。

南・西南ドイツでは、領主層の抵抗によって農民解放が一般に停滞しており、革命下の闘争が「反封建的」性格をもったのはこうした事情による。また、農村住民内部の階層差がここではあまり顕著ではなかった。たとえば柳澤が「農民革命」の事例としてとりあげた西南ドイツ諸邦では、均分相続制のもとで農地の細分化が進み、さらに17・18世紀以降、農村工業の発達に伴う社会的流動性の上昇により、農民と下層民との間の身分的境界が不分明になっていた。この地の下層民は一般に、農業日雇や家内工業、工場労働等によって家計を補充する零細農の姿をとり、しかもこうした下層民が農村住民の多数を占めるようになっていた。農民・下層民が領主に対する共同闘争を展開した背景はここにある。

一方、北・北東ドイツの状況はこれとは異なる。南・西南ドイツとは対照的に、ここでは農民解放の進捗が著しく、プロイセンの若干の諸邦やシュレスヴィヒ・ホルシュタインでは革命前夜にほぼ完了していた（ライン河左岸地域では、フランス支配下にあった1814年までの間に封建的賦課租が無償で廃棄されている）。このため、領主特権の廃棄に関わる問題は、革命期における農村の運動の主要な対象とはならなかった。また、農村住民の構成が比較的均質な南ドイツに対し、北ドイツでは、たとえば封建的賦課租から解放された大・中農がさらに共有地分割から利益を得る一方、

農村住民の圧倒的多数を占める小農・下層農の生活は逆にこの措置によって脅かされる、というように、階層分化に伴う利害対立が顕著になっていた。革命期、この地域で発生した農村蜂起を担ったのは、ブルジョアの土地所有者となった農民ではなく、農村下層民であった。彼らの闘争は、領主のみならず農民をも含む「富者」一般を標的とし、「古き良き時代」の再現を望む反資本主義的特徴を示していた。一方、これに対して農民層は、国家と結んで農村の治安を守り、所有に対する攻撃を阻止しようと図ったのである。

このような農村下層民の運動は北・北東ドイツのほぼすべての地域（とくにハノーファー、プロイセン、メクレンブルク）で見られるが、そのなかでシュレージエンは例外を成す。プロイセン諸州のうち農民解放が遅滞したのは実はシュレージエンのみであり、このことが、農民・下層民の「反封建的」共同闘争がここで展開する背景となったのである。²⁰⁾

こうして見ると、反封建的「農民革命」という柳澤による総括は、革命期における農村の運動の一部を捉えるものでしかないことが理解されよう。ライン左岸を含む北ドイツで支配的だったのはむしろ農村下層民による抗議行動であり、その要求内容も「反封建的」とは言いがたい。

革命期の運動の柳澤による把握が部分的なものにとどまっていることは、さらに都市民衆の運動を加えてみると一層明らかになる。柳澤がそこで分析対象としているのは、手工業親方層の全国的諸会議、手工業職人・労働者の全国的諸会議および労働者協会などの組織活動、そして、これら諸階層を重要な構成要素とする民主主義者の組織活動である。革命当初のバリケード戦・街頭行動は、いわばこれらの組織活動に収斂する前段階として簡単にふれられるにとどまっている。近年の研究が見直しを求めているのは、まさに民衆運動のこうした扱いである。

1990年に上梓されたガイルスの著書は、革命期のドイツにおける「社会的抗議 sozialer Protest」——「暴動」「騒擾」(Tumulte, Excesse, Krawalle) などと呼ばれたもの——を検討対象とする。当時の諸史料から検出した1486件の抗議行動(1847年1月～1849年6月)をガイルスは16のタイプに分類し、さらにその主なものを大きく5つのグループにまとめている。すなわち、1. 生活・生存の保障を求める行動(357件)、2. 都市自治体の政治をめぐる行動(251件)、3. 反封建的農民暴動(132件)、4. 「大政治」をめぐる行動(252件)、5. 反革命(363件)。1486件のうち約3分の2から4分の3が都市を舞台としている。²¹⁾

これらのうち3番目の農民暴動は、封建的隷属・賦課租の削減ないし解消を求める農民層の領主に対する闘争がその中心的内容を成し、まさに「反封建的」という性格づけがふさわしい。ただしそれが、確かに重要であるとはいえ、革命期の民衆運動の一部でしかないことに留意すべきである。また、ガイルスによれば、農民の攻撃は必ずしも領主支配にのみ向けられたわけではなく、むしろ「農民自身がとりしきる農村経済」という静態的理想に反するすべてのものが彼らの攻撃対象となった。都市の政治文化、工業的・ブルジョア的の社会に対して、農民は不信・嫌悪の目を向けた。また、行政・司法・学校・教会など、さまざまな領域における農村の自治に対する国家の介入も、暴動を引き起こす一因となった。農民の闘争を単純に「近代」の側に位置づけることはできない。²²⁾

この点は、5グループのうち最も多数を占める「生活・生存の保障を求める行動」においてさらに明らかである。このグループには、飢餓暴動、手工業者暴動、労働者の紛争、農村下層民の暴動の大半、そして反ユダヤ人暴動の一部が含まれる。ガイルスによれば、これらに通底するの

は市場合理性・工業原理（Industrialismus）に対する反感，伝統的・手工業的生産形態および小営業的生活条件の永続化への希求であり，行動の目的に反封建的と呼ぶ内容が含まれている場合でも，ほとんどの場合，反資本主義的立場・感情・要求が支配的であった。²³⁾

狭義の「政治」に関わる「大政治」をめぐる行動についてもことは単純ではない。ここに含まれるのはウィーンやベルリンなどのバリケード戦，大衆集会や政治的デモ，革命祭典などであり，民主主義結社や労働者協会の発展した都市を主たる舞台とした。これら組織を率いる「民衆の友」と都市民衆の同盟の上にこの種の行動は成立していたのであるが，ただし両者の間に走る亀裂は見過ごしえない。たとえば「出版の自由 Preßfreiheit」が税や債務などの「圧迫 Gepreßtwerden」からの自由と解される，というような「概念の混乱 Begriffsverwirrung」。こうした現象は，都市・農村を問わず，民衆の間に広く確認される。²⁴⁾

ガイルスをそのすぐれた一例とする民衆運動についての近年の研究をうけて，ランゲヴィーシェは，1848/49年の革命を「制度化された革命 institutionalisierte Revolution」と「自然発生的 spontane oder elementare Revolution」の二つの次元から成るものと捉える見取り図を提起している。前者の中心は，議会（とくにフランクフルトおよびベルリンの国民議会）と，そして議会外に結成された諸組織・結社にある。この次元の革命は，競合する多様な潮流を内にはらみつつも，全体として立憲制・統一国家の樹立という政治課題を中心に展開した。一方，持続的な目標・組織を欠いた「自然発生的」革命は，暴動，祭り，民衆集会，いわゆるシャリバリなどから成る。これらの担い手である都市・農村の非市民的社会層にとって前者の政治課題は理解の外にあり，むしろそこで支配的だったのは，反資本主義的・反近代的な「現在」批判，過去（ないし彼らが過去と考えたもの）のうちに未来を求める志向であった。²⁵⁾

さらにガイルス自身は，革命下の対抗関係を，旧エリート（ほとんどが貴族から成る旧体制の指導者層およびその周辺。官僚，大地主，軍人，聖職者，保守的知識人など），新エリート（経済・教養市民層。その周辺部分は「民衆の友」として民衆との同盟を図る），そして民衆・下層民（都市・農村の下層民から小ブル層まで）から成る三極構造として捉える図式を提示している。このうち旧エリートの最大の関心は，言うまでもなく旧来からの彼らの権力・特権の維持にあったが，ただしこの目的さえ達せられるなら，彼らは——部分的かつ抑制された——近代化に拒否的ではなかった。一方，新エリートにとっても，こうした姿勢をもつ旧エリートとの権力の共有は，十分に可能な——新エリートの中心を成す自由主義者にとってはそれこそが求むべき——選択肢であった。両エリートの共有する価値・秩序が下層民によって脅かされると，彼らは共同してこのような「賤民支配」と闘った。新旧エリート間の対立，そして自由主義者対民主主義者という新エリート内部の対立のような，従来革命研究が中心的対象としてきた対抗関係は，ガイルスによれば革命下の諸対立のひとつ，しかも両エリートと民衆の対立に比して二義的な対立でしかない。²⁶⁾

こうなれば，「ブルジョア革命」というパラダイムにも疑問が投げかけられざるをえない。一方における封建エリート（ガイルスの言う旧エリート）と，他方におけるブルジョア（市民）諸層（新エリート）ならびに民衆との反封建同盟との対立が革命の主要な対抗関係を成す。ブルジョア革命論のこうした想定がガイルスにとって受け入れがたいことは，すでに明らかであろう。ガイルスは，1847-49年の危機を，封建的身分制社会から近代市民社会への転換というすでに数十年来進行していたプロセスのなかに位置づける。新旧エリート間の論争は，すでに不可逆的となっ

ていたこの転換を前提としたうえで、保守的・部分的な、あるいはより広範かつ自由主義的な近代化の戦略のいずれをとるかをめぐるのであったにすぎない。革命期の紛争は——ガイルスと言う——ブルジョア革命としてより、むしろ「市民的・工業資本主義的社会が完全な実現に向かう歴史的な境目であって、前工業的目標、反資本主義的規範・価値観の上に立って広範な民衆が展開した最後の大きな反乱²⁷⁾」として、より説得的に特徴づけるのである。

ガイルスや、あるいはランゲヴィーシェについて見たような革命の多層性、多次元性の認識は、近年のドイツにおける研究に支配的な傾向であり、そのなかで「ブルジョア革命」概念は捨て去られるか、あるいは少なくとも革命の全体を特徴づけるほどの包括性を否定されている。たとえばランゲヴィーシェは、「ブルジョア（市民）革命」の語によって表現される内容として、1. 革命運動においてブルジョア＝市民層（Bürger）が主たる担い手となり、あるいはその推移と目標を決定していること（主体）、2. 革命が「市民社会 bürgerliche Gesellschaft」、つまり自由化された国家を備えた非身分制的社会の実現を図っていること（目標）、の2点を挙げた上で、こうした内容規定にしたがえば、1848/49年の革命の総過程を「ブルジョア＝市民的 bürgerlich」と性格づけることはできない、と言う。市民的社会層が支配的だったのは、ドイツ統一や憲法制定という高次のレベルの革命においてのみであり、議会外、つまり民衆集会や政治結社、請願の署名者等において多数を占めるのは、市民より下の層あるいは市民の周辺層であった。目標設定についても、「市民社会」という展望は、「自然発生的革命」の参加者の理解するところではなかった²⁹⁾。

ドイツのみならず、18世紀末から19世紀半ばに至るヨーロッパの「革命の時代」（ホブズボーム）において、ブルジョアジーが革命の主たる担い手であったとは言い難いことは、現在ではわが国でも学界の共通の確認事項となっている。たとえばフランス大革命について遅塚忠躬は、この革命がブルジョア革命であるということは、「『革命的』ブルジョワジーの存否とはさしあたり無関係である」と言う。遅塚によればむしろ、階級としてのブルジョアジーが弱体であったという事実こそが、民衆と農民の革命によって、あるいはその圧力によってブルジョア革命の課題が果たされるというフランス革命の特質の重要な要因となった。「フランス革命は、それがブルジョワジーによってなされたという意味においてではなく、それが、アンシャン・レジームの身分階層序列的な社会の代わりに、ブルジョワジーの支配する新しいタイプの社会を樹立したという意味において、一つのブルジョワ革命³⁰⁾」だったのである。

また、革命を推進した諸層による目標設定の非ブルジョア革命的な性格について、すでに高橋幸八郎は、ジョルジュ・ルフェーヴルの「複合革命」論について論じるなかで次のように述べていた。フランス革命を貴族の革命、ブルジョアの革命、都市民衆の革命、農民の革命という四つのそれぞれ自律的な革命の複合体として捉えようとするルフェーヴルの研究について、高橋は、それが「農民革命」という範疇を初めて明確に析出したことを大きな功績として評価しつつ、ただし、ルフェーヴルが農民層の要求の保守的・反動的な性格を強調することにより、農民革命をブルジョア革命とは異質の存在であるかのごとく扱っていることに異議を唱える。高橋によれば革命のプロセスは、封建的土地貴族と上層市民層（前期的資本家層）とが結合して遂行する資本主義的發展の体系——封建地代の有償廃棄を通じての封建的土地所有の近代的改装を基礎とする近代的進化の「地主型の道」——と、中小生産者＝農民層を基盤とするいま一つの資本主義的發展の体

系——封建地代の無償廃棄を基礎とする近代的進化の「農民型の道」——との対決を軸として展開した。農民層の抗議は前者の道に向けられたものであり、これを単純に反資本主義的・前資本主義的と規定するのは誤りである。また柳澤は、高橋のこのような理論的認識を引き継ぎつつ、ドイツの革命について次のように言う。高額有償方式に立つ「農民解放」は一般に農民からの生産＝生活手段の収奪をもたらしたのであり、償却金や土地の返還、あるいは共同地用益権の復活のような農民層の要求は、このような「プロシア型」の原始的蓄積過程を否定するものとして「反資本主義的」性格を示しつつも、客観的には、プロシア型資本主義化過程の廃棄の上に小ブルジョア＝ブルジョア的な資本主義発展を志向するという歴史的意義を有していたのである、と。³¹⁾

しかし、これまでに見たような民衆史研究の展開を前にして、はたして民衆の要求を『「プロシア型」の原始的蓄積過程』の否定に集約しきれようか、疑問とせざるをえない。「ブルジョア革命」という理論的枠組みが、いささか窮屈なプロクルステスのベッドと化している。

それでは「ブルジョア革命」概念は捨て去られるほかないのだろうか。結論を下す前に、革命の「結果」についていまだ少し論じておきたい。上の遅塚の所説、そして高橋や柳澤にも見られるように、わが国では、革命の「結果」という観点から「ブルジョア革命」か否かを論じる立場がなお有力なものとして存在するのであるが、一方、この「結果」という要因は、先のランゲヴィーシェによる「ブルジョア革命」概念の規定には含まれていない。ただし、ドイツにおける研究が「結果」の問題に関心であるわけではもとよりない。たとえばヴェーラーは、1848年のドイツ革命が、その明らかな敗北の背後で直接・間接に以下のような成果をもたらした、と言う。³²⁾

まず、革命によって19世紀初頭以来の農民解放は最終的に完了し、ドイツ農村社会における封建時代に終止符が打たれた。商工業政策については、イヌク・ツフットの地位が再び高められ、さらに国家が資金援助を行う信用組合や生産協同組合を通じて旧中間層の支援が図られた。ブルジョアジーに対しては、株式会社法のゆるやかな運用（1848年夏には、銀行の株式会社化が認められる）など、各邦政府が経済的近代化に適合的な法制度の整備に努め、資本主義的産業化への道が大きく開かれた。1850年代における国家の社会政策（工場労働者保護、児童労働制限、工場査察官制度、共済金庫制度など）も革命の経験なしには考えられなかったろう（ただしそれらは、労働者に対する団結禁止の強化など、露骨な弾圧と一体だったのだが）。とりわけ、革命後、オーストリアを除くすべてのドイツ諸邦が立憲国家となったことは、革命の最も重要な成果と見なしうる。さらに、革命以前から進行していた一連の社会的変化、たとえば階級形成、さまざまな社会層の政治参加の拡大などが、革命によって表面に現れ、あるいは一層深化させられた。

ドイツのみならず、革命とその敗北を経験したヨーロッパの諸国にはほぼ共通するこのような傾向のなかで、ただし——とヴェーラーはつけ加える——ドイツにおける近代化のいくつかの特殊な条件が、革命の結果弱まるどころかむしろ強まりさえした。すなわち、旧エリートの特権的地位の持続、日常生活にまでおよぶ官僚的支配、軍隊の強大な影響力、議会の弱体、市民層内部そして市民層と労働者の間に走る裂け目の深刻化。

この最後の主張はいわゆる「ドイツの特殊な道 Sonderweg」論に関わる論点である。以下、この問題について若干の考察を行い、その上で最後にもう一度ブルジョア革命論に立ち返ることとする。

3. 「ドイツの特殊な道」論再考

「ドイツの特殊な道」をめぐる論争は、周知の通りイギリスの2人の歴史家、ブラックバーンとイリーによる著書『ドイツ歴史叙述の神話——1848年の挫折したブルジョア革命——』（1980年³⁴⁾）を発端として展開した。ヴェーラーを旗頭とし、1970年代以降国際的影響を及ぼしつつ展開した「批判的」歴史学と呼ばれるドイツ近代史研究の潮流、そしてそこに顕れた「ドイツの特殊な道」論的歴史叙述に対し、2人の著者のつきつけた批判は概ね次のようなものであった。

すなわち、「特殊な道」論は、ナチスの政権獲得を西欧的、とくにイギリス的發展からの逸脱に起因するものと捉え、この逸脱の決定的原因を、とりわけ自由主義的ブルジョアジーの弱体、ユンカーを中心とする旧権力者層の政治的支配に彼らが屈したことによる前工業的支配・社会秩序の継続に求めるが、このような理解はドイツ近代史を不当に歪めるものである。そこでは、封建貴族に対立する階級として現れたブルジョアジーの主導下に闘われた革命のなかで自由民主主義的政治体制が実現される、というブルジョア革命像を想定したうえで、そうした革命が成功したイギリス・フランスと失敗したドイツが対比されるが、しかしイギリス・フランスの革命についても、それぞれの国の歴史家の多くはこうした革命像を現在では放棄してしまっている。帝政期ドイツにおける大企業家と大土地所有者との右翼志向的政治同盟は、議会主義的民主主義のさらなる発展が必然的に社会主義的左翼を有利にするという当時の状況のなかで、両者が政治的利害を合理的に算定した結果であり、「前工業的」伝統の存続によるものではない。また、新旧両支配階級の共生、これによって形成された新エリートが貴族主義的要素を濃厚に帯びつづけるという事態は、ドイツに限らずイギリスでも同様である。ただしこのなかで、ドイツにおいても国家公民（Staatsbürger）の法的平等をはじめとする法治国家の原則が定着し、自立的な公共性（結社活動等）が展開するなど、市民社会のすべての領域にわたりブルジョアジーのヘゲモニーが確立していった。したがって「ブルジョアジーの封建化」という「特殊な道」論の主張は適切でなく、むしろ「社会のブルジョア化」についてこそ語るができる。そもそもある国の発展を「正常な道」とし、そこからの「逸脱」を云々するような議論の仕方が問題である。「本来、一般的に『いかなる特有なケース』も存在しない。もっと適切に言えば、あらゆるケースが特有なケースである。³⁵⁾」

こうした問題提起をうけて、以後活発な論争が展開し、³⁶⁾ そのなかで、かつての通説の修正をも含む比較史的研究の新たな成果が生まれた。その代表的なものとして、以下ではコッカを主導者とする市民層研究、そしてその一部を成すランゲヴィーシェの自由主義研究にふれておく。

まずランゲヴィーシェ。³⁷⁾ 彼によれば、政治運動としての自由主義が追求したのは、制度化された法的に保証された政治参加であり、それは一方で、政治参加を拒絶する絶対主義的国家権力に反対するとともに、他方、「下から」の暴力の行使にも否定的であった。こうした自由主義がどの程度政治的影響力を行使しうるかは、各国における制度的枠組み、とりわけ議会のありように大きく規定される。

たとえばイギリスでは、すでに17世紀の諸革命の結果、議会が支配秩序のなかで決定的位置を

占めるようになり、さらに、地方レベルの自治、国家官僚制の弱体、多様性・個人主義を促すような社会的・宗教的伝統（自由主義の主たる基盤は非国教徒 *nonconformist* にあった）が、大陸諸国には見られない政治上の行動範囲をイギリスの自由主義者に与えた。フランスにも全国的議会は存在したが、イギリスにおけるほど強力な議会活動の展開は見られず、また中央集権的国家権力の下で、地方レベルでも自由主義者が社会的統合力を発揮しうるチャンスは限られていた。さらにこの国では、大革命以来、独自の「民衆の党 *parti du peuple*」を形成した共和主義が、自由主義者の強力な競争相手として存在した。全国・地方のいずれのレベルでも独自の集団としての姿を明確にしえなかったという点で、フランスの自由主義は、イギリス、そして中欧・南欧と比較しても特殊なケースを成す。

ドイツの場合は、19世紀第3 三半期まで統一国家を持たなかったという点で、イタリアやハンガリーと共通性を持つ（ハンガリーの場合は、ハプスブルク帝国のなかで民族としての自立が制約される）。イタリア同様、ドイツの自由主義者はまず各邦における改革運動として出発し、1830/40年代以降、自由主義的立憲運動から広範な統一運動が生まれた（ただしイタリアでは、ナポレオン戦争後の王政復古下で、政治参加要求の高まりに対して国家機関は閉ざされたままであり、社会の諸層が国家の外、あるいは国家に敵対する行動に向かった。こうしてこの国は、秘密結社、セクト、反乱、革命の試みの典型的な国となる）。自由主義者と民主主義者との分離も、ドイツに限らず、フランスやイタリアでむしろより強度に現れた現象である。1848/49年の革命において「左」の側の脅威が強まると、自由主義者は国家・社会秩序の全面的転覆を恐れて「改革」の範囲に変革を抑えようとするが、これもドイツのみならず、フランスやイギリス、そして程度の差こそあれハンガリーでも見られるところである。したがって、少なくともこの時点ではなおドイツ自由主義の「特殊な道」について語ることはできない。

ただし、19世紀第3 三半期に状況は根本的に変化する。イタリアやハンガリーとともに、この時期にドイツは統一国家を樹立するのであるが（ハンガリーは、オーストリア・ハンガリー二重帝国という枠組みのなかでの国家内自立を獲得）、しかしその際、西欧諸国のみならずイタリアやハンガリーとも異なるドイツ自由主義の「特殊な発展 *Sonderentwicklung*」を導く事態が現れる。すなわち、帝国創立とともに導入された男子普通選挙権によって、ドイツでは、完全な議会制化抜きの民主化が実現されることになる。他のヨーロッパ諸国の場合順序は通常逆であり、まず議会制が実現されてから段階的に選挙権の民主化が進められた（ただしロシアではこのいずれも欠如したままだった）。この結果、ドイツの自由主義者は、高度に組織された「大衆的政治市場」と早期に向き合わねばならなくなったのである。また、第一次世界大戦までに、一時的にせよ（イギリス、フランス）一貫してにせよ（イタリア、ハンガリー）政権への参加機会を持った他の諸国の自由主義者と異なり、議院内閣制の欠如の下、ドイツの自由主義者には政権与党となる可能性が制度的に閉ざされていた。「下から」と「上から」の強力な圧力にさらされ、自由主義の統合力は他の諸国に比してより早く減退した。

こうしてランゲヴィーシェは、帝国創立以後に初めてドイツ自由主義の特殊性について語りうると主張する。ただし注意すべきは、この特殊性を探る彼の思考のプロセスが、イギリス・フランスの「正常な」発展からのドイツ近代史の逸脱を「前工業的なるものの連続性」によって説明し、「なぜドイツはイギリスでなかったのか」と問うような思考パターン³⁸⁾とは異質なことである。

ランゲヴィーシェ的考察に従って、たとえばイギリス、あるいはフランスやイタリアの特殊性を析出することは十分に可能だろう。彼の言うドイツの「特殊性」はむしろ「あらゆるケースが特有なケースである」という発想に立つものと理解しうるのであり、上の議論のなかで彼が「特殊な道 Sonderweg」の語を避け、「特殊な発展」について語っているのもその表れと言ってよいかもしれない。³⁹⁾

つぎにコッカ。⁴⁰⁾ 西欧諸国はもとより、アメリカ合州国、ロシア、ハンガリー、ポーランド、スウェーデンなどまでを含む比較史的な共同研究の成果を踏まえて、彼は、19世紀ヨーロッパにおける「市民層 Bürgertum」の内容を次のように概念規定する。すなわち「市民層」は、上下の敵対者（上＝貴族・教会権力、下＝労働者・プロレタリアートから、ときには下層中間層までを含む下層民）と区別され、独自の文化・生活様式（自治・自由・勤勉などのモラル、教育の重視、芸術の尊重、愛情によって結ばれる私的領域としての家族、独自の礼儀作法・服装）を共有する社会層である。「経済市民層 Wirtschaftsbürgertum」（マルクス主義的意味でのブルジョアジー）と「教養市民層 Bildungsbürgertum」がその中核を成し、さらに中小の自営業者（旧中間層）および職員（新中間層）が周辺に位置する。注意すべきは、これら市民層を構成する諸階層が単一の「階級」には属さず（「階級」規定の重要な一要素である生産手段の所有について見れば、必ずしもこれを持つとは限らない「教養市民層」が Bürgertum の重要な一部として含まれる）、教育や所得・社会的出自においても多様な層を含んでいたことである。⁴¹⁾

「市民層」の概念をこのように規定した上で、コッカは次のような比較史の見取り図を提示する。すなわち、貴族の伝統が弱く、あるいはまったく欠如していたところ（スイス、合州国など）、封建制の解体・農業の商業化が早期に進んだ結果、貴族と市民、都市と農村の相違が早くから失われていったところ（イギリス、スウェーデンなど）では、独自の階層としての市民層の形成はあまり進まなかった。これとは逆に、都市と農村の区別が明確で、中世以来の都市ならびに都市市民の伝統、貴族的・封建的伝統が根強く残存するとともに、啓蒙思想の影響を強く受け、さらに民族的・宗教的同質性が強いところ、つまりドイツ・中欧でこそ市民層の形成は明確であった。したがって、ドイツにおける「市民性の不足 Defizit an Bürgerlichkeit」というかつての通説は放棄されねばならない。

ただし——とコッカは言う——「特殊な道」テーゼの核心はなお意味を失ってははいない。たとえばブルジョアジーの「封建化」テーゼについて、貴族と市民層上層との新エリートへの融合は確かに全ヨーロッパ的現象（スイスを除く）と言えるが、ただしイギリス、フランス、そしてイタリアにおけるこうした融合が、ドイツやオーストリア、さらに中欧東部やロシアに比べてはるかに市民的な条件のもとで進んだことは明らかである。たとえばフランスでは、明確に独自な身分としての貴族は大革命によって消滅し、革命による「市民化の進展 Verbürgerlichungsschub」の結果として、名望家という貴族・市民上層の混成集団が現れた。また、都市貴族的性格を持つイタリアの貴族層はプロイセン・ドイツの貴族のような支配の伝統を持たず、とくに北イタリアでは、封建制はフランスやイギリス同様早期に解体していた。そしてイギリスでは、貴族と市民層の境界がきわめて早くから不分明になるなかで、農村に住む貴族の間にさえ商業指向・都市的精神が浸透していた。

いまひとつ、先にふれたようにドイツにおいては、他と区別される独自の階層としての市民層

の存在がとりわけ明確に看取されるのであるが（逆に言えば、フランスやイギリスに比して、貴族・市民上層の共生がわずかしこ進行していなかった）、しかしこのことは、市民層の社会的統合力が限られていたことの半面でもある。たとえば自由主義は、ここでは市民層以外の社会層（たとえば労働者）に容易に浸透しえなかった。さらに、ドイツの市民層に顕著な国家・官僚制への志向・依存も、この国の市民社会に独自の刻印を与える要因となった。

こうしてコッカは「特殊な道」テーゼを擁護する。ただし留意すべきは、次のような彼の発言である。すなわち、「ドイツの特殊な道」という表象は、ナチスによる政権獲得の歴史的原因を探ると言う問題設定に立つ限りでのみ意味を成すのであり、「他のテーマについて別の問題提起をもって史的比較を行う場合……そうした表象は余り有益ではなく、しばしば誤りに導くものである。もちろんある意味ではすべての国——およびすべての地域——がその特殊な道を持っている。それは正しいが、しかし同時に陳腐であって、それを土台として大きなテーゼを構築することはできない⁴²⁾」。

同じ個所でコッカは、ナチス・ドイツの時代がドイツ史のみならずヨーロッパ、さらに世界の歴史に深い影響を及ぼした（及ぼしている）という事実を否定しえない限り、「1933年」を基本視点とする「特殊な道」的問題設定は、今日でもなお歴史研究の一つの有効なアプローチとして意味を持つ、と述べている。ただしそれは——コッカにとっても——あくまで一つのアプローチであり、別の問題設定からする研究の可能性・重要性が否定されるわけではもとよりない。実際、彼の「市民層」研究は、近代市民社会の歴史的评价という、ナチスのみには集約しきれない問題設定から出発しており⁴³⁾、また、ランゲヴィーシェの場合と同じく、ドイツのみならず他の諸国（および地域）についても、それぞれの市民社会の「特殊な道」を析出することが可能な思考のプロセスがそこには見られる⁴⁴⁾。

歴史研究に複数のアプローチがありうることは当然である。しかし、いずれの場合でも、われわれを歴史に向かわせる、その根底にある問題意識それ自体の今日的意義が問われざるをえない。

おわりに

最後にいま一度、「ブルジョア革命」論について検討を加えて稿を閉じることにしよう。「ブルジョア革命」論は、史実に合致しない理論的枠組みとして葬り去られるほかないのだろうか。

革命の主たる担い手ならびに目標設定がブルジョア＝市民的であることをもって「ブルジョア革命」概念を規定する限り、それはやはり史実との大きな隔たりを否定しえない。しかし問題は、一定の要件を基準にして、ある革命が「ブルジョア革命」であったか否かを決する思考法それ自体にあるのではないか。封建的諸特権の廃棄を目標とする闘争が1848/49年革命下の諸運動の一部を成していたこと、またブルジョア＝市民層（ただしその内容は、コッカの研究に示されるようにマルクス主義的ブルジョアジー＝資本家に限らない）が同じ運動の担い手の一部を構成していたことは、「ブルジョア革命」概念の使用に否定的な論者によっても確認されている（たとえばガイルスによる「新エリート」の規定を想起せよ）。革命は「ブルジョア革命」的要素を内包していた。「ブルジョア革命」であったか否か、ではなく、どの程度（あるいはどのような側面）「ブルジョア革

命」的であったかを問題にするのであれば、この概念は、たとえば他の諸革命とのより史実に即した比較、あるいは一つの革命が、その推移のなかでブルジョア（市民）的性格を強めたり弱めたりする変化の様相を描き出すための有用な手段となりうるのではないか。⁴⁵⁾

資本主義あるいは近代市民社会の発展に適合的な社会をもたらした、という結果によって「ブルジョア革命」を規定しようとする立場に対しても、同様の柔軟化が可能である。先に見たヴェーラーの総括に従えば、1848/49年のドイツ革命は、その直接・間接の結果として、封建制の解体、資本主義的産業化、階級形成、立憲国家の形成、諸社会層の「政治化」などを推し進めたのであり、「結果」によって「ブルジョア革命」か否かを決しようとする立場からすれば、この革命も——政治運動としての敗北にもかかわらず——成功した「ブルジョア革命」ということになりかねない。むしろ、資本主義、あるいはより広く近代社会の生成・発展にとってそれぞれの革命がどの程度影響を及ぼしたか、という設問を以って史実に向かうことにより、近代の諸革命の適切な比較が可能になるのではないか。たとえばフランス大革命は、すでに19世紀初頭から政治・社会制度の近代化を推し進めてきたドイツ諸邦の革命に比して、近代社会への移行にとってはるかに大きなインパクトを及ぼしたはずである。⁴⁶⁾

「どの程度」という問題は、「どのように」という質の問題と一体として考察されなければ空疎な量的比較——そうしたものがたとえ可能であったとしても——に終わる。わが国の経済史学が提起してきた「プロシア型」という概念、あるいはドイツにおける「特殊な道」論において議論されてきた内容は、まさにこの質を問題とするものであった。ただし「特殊な道」論的視角に立つ場合でも、1848/49年革命のドイツ近代史における転機としての意味づけは、今日ではかつてより相対化されている。ヴェーラーは言う。「近代へのドイツの〈特殊な道〉の最も決定的な諸条件は、〈ドイツの二重革命〉〔産業革命と政治革命（1848/49年革命および1871年のドイツ帝国創設という「上からの革命」）。時期的には1845～1873年〕の過程で、とくにその第二段階で姿を現した。……48年革命の挫折もまた、その後より良い事態に転換する可能性を最終的に閉ざしたわけではなかった。」（〔 〕内および強調は引用者）⁴⁷⁾

「より良い」という評価に関連して、ヴェーラーは、歴史の説得力ある判断は、研究者自身の規範的決断・価値判断を伴う「現在の立場」、「明日への視角」なしでは不可能である、と述べ、その上で、「多くの過ちから自由でないとはいえ、自身の誤りから学び、それを自身の力で平和的に修正する能力を最もよく示すこれまでで最も柔軟な制度」として自由主義的・民主主義的議会制を擁護する立場を示している。⁴⁸⁾ コッカもまた、「特殊な道」論的問題設定の背後に、「ファシズム対民主的法治国家」という選択肢において後者をより優れたものとする価値判断が含まれている、と言う。⁴⁹⁾

歴史研究における価値判断の意味について、わが国の戦後歴史学もまた無自覚ではなかった。高橋幸八郎は、彼の進めようとする近代社会成立史の分析が「近代社会もしくは近代資本主義のバラ色の一面のみを強調しているのではないか」（強調原文）というありうべき疑問を自ら立て、「われわれが封建的土地所有に対して近代資本主義の歴史的進歩的意義を指摘しなければならなかった限り、たしかにそうなのである」と答えている。そしてこの「歴史的進歩的意義」は、何より「直接生産者の人格的自律＝個性の自由」を解き放ったことに求められる。⁵⁰⁾

戦時下の苦い思いと、日本（そしておそらくは彼自身）の新生への渴望とが、高橋のこうした立

場の背後にあったことはあらためて指摘するまでもなからう。歴史との対話は現在との対話に他ならない。

注

- 1) 山田盛太郎『日本資本主義分析』岩波文庫, 1977年, 8—9 ページ。『分析』についての最も深い理解の一つとして, 大塚久雄「山田理論と比較経済史学」『大塚久雄著作集 第11巻』岩波書店, 1986年所収(初出: 1981年)。
- 2) 高橋幸八郎『市民革命の構造(増補版)』御茶の水書房, 1966年(初版: 1950年), 259—262ページ, さらに25—27ページを参照。
- 3) 同上, 177—178ページ。さらに, 高橋『近代社会成立史論(新装版)』御茶の水書房, 1953年(初版: 1947年), 第4篇「近代的進化の二つの『体系』に就いて」を参照。
- 4) 松田の業績について, 住谷一彦他編著『歴史への視線——大塚史学とその時代——』日本経済評論社, 1998年所収の道重, 松田論文を参照。
- 5) 以下, 松田『ドイツ資本主義の基礎研究——ウエルテンベルク王国の産業発展——』岩波書店, 1967年, 33—52ページ; 同『新編「近代」の史的構造論——近代社会と近代精神, 近代資本主義の「プロシヤ型」——』ペリかん社, 1968年(初版: 1948年), 115—122, 263—312ページを参照。
- 6) 松田は西エルベ内部でもさらに, 西部(バーデン, ラインラント), 南部(シュヴァーベン, ヴェルテンベルク), 北西部(ハノーファー)という三つのサブ・タイプが存在し, 加えて中部ドイツには西エルベと東エルベの混合形態が現れている, と指摘している。『史的構造論』, 265—266ページ(さらに『基礎研究』35—40, 198ページを参照)。このうちヴェルテンベルクの経済構造の解明に彼がとりわけ精力を注いだことは周知のところであるが, 以下では, 「プロシヤ型進化」の要を成す東エルベについての松田の論述に焦点を合わせる。
- 7) 『史的構造論』, 115ページ。
- 8) 農業についての代表的研究として, 藤瀬浩司『近代ドイツ農業の形成——いわゆる「プロシヤ型」進化の歴史的検証——』お茶の水書房, 1967年。松田についての批判を含めた評価が, 同書, 42—43ページにある。
- 9) 藤田幸一郎『近代ドイツ農村社会経済史』未来社, 1984年。これに先立つ重要な問題提起として, ドイツの農民を「下人(奴隷)所有階級」と規定し, その「農奴」的性格を否定する椽川一郎の「家父長的奴隷制」説があるが(『西欧封建社会の比較史的研究』青木書店, 1972年; 『ドイツの都市と農村』吉川弘文館, 1989年), ただし家父長的隷属関係をただちに奴隷制とする議論には論理的飛躍があるように思われる。この点, 藤田, 129—130ページ; 若尾祐司『ドイツ奉公人の社会史——近代家族の成立——』ミネルヴァ書房, 1986年, 81ページ以下を参照。
- 10) 藤田はオストプロイセンの事例に即して議論を展開しているが, マルク・ブランデンブルクのボイツェンブルク領(ウッカーマルク)に関する H. ハルニツシュの研究(東エルベ農村史の実証研究として現在でもなお最高のもの)においても, 同様の事態が——藤田が論じる18世紀よりさらに以前に遡って——確認されている。

マルク・ブランデンブルクでは, 16世紀に商業的穀物生産が拡大するに伴い, 領主農場建設の最初の波が訪れた。ボイツェンブルク領でもいくつか分農場(Vorwerk)が開設されたが, これら領主農場の労働力となる農民の労働地代および生産物地代を統一するため, 農民保有地規模の均等化が進められた。その後, 三十年戦争による荒廃からの回復過程で農民保有地規模・地代負担の分化が顕著になったが, 18世紀初め以降, 領主層はこうした分化を阻止し, 同世紀の半ばまでには各村落内の農民保有地規模は再びほぼ均等となった。農民層分解が急速に進むのは, 19世紀初めの農業改革の結果, 農民が土地所有権を獲得し, その売却が可能になって以後のことである。H. Harnisch, Die Herrschaft Boitzenburg. Untersuchungen zur Entwicklung der sozialökonomischen Struktur ländlicher

Gebiete in der Mark Brandenburg vom 14. bis zum 19. Jahrhundert, Weimar 1968, S. 51, 69, 85, 91, 95, 202f., 253, 256.

農村下層民について。すでに16世紀の段階で、領主農場には、程度の差こそあれ農民の賦役労働に依拠する部分経営（Teilbetrieb）と雇用労働者によって農作業を行う自己経営（Eigenbetrieb。ただし18世紀にはその多くが小作に出された）との二つのタイプがあり、三十年戦争までの時期には前者が中心だったが、その後部分経営は後退し、自己経営がその比重を大きく高めた。この領主自己経営、そして農民のもとで労働者として働いたのは、土地をもたない農村下層民（Einlieger, Knechte, Mägde, Jungen。零細農＝Kossätenは三十年戦争後急減し、わずかに残った彼らの保有地規模はフーフエ農のそれと変わらなくなっていた）であり、遅くとも18世紀前半には、彼らはポイツェンブルク領で最も多数を占める階層となっていた。これら農村下層民の社会的出自についてハルニッシュは、彼らのほとんどがフーフエ農の長男以外の息子たち（一子相続制のもとで父親の土地を継ぐことができない）、そして農家に嫁がなかった農民の娘たちであった、と指摘している（農民層分解の結果分出されたものではない！）。16世紀には、無利用地の開墾によって下層民が小農となることが可能であったが、耕地内部に無利用地がほとんどなくなった18世紀には、こうした「上昇」は繰り返されなかった。Ebd., S. 66, 79, 83, 100f., 137f., 144f., 165, 170, 182, 190f., 194f., 199-203, 227f., 246, 253, 255f., 262.

東エルベの農村下層民について、さらに、vgl. J. Peters, Ostelbische Landarmut. Sozialökonomisches über landlose und landarme Agrarproduzenten im Spätfeudalismus, in: Jahrbuch für Wirtschaftsgeschichte, 1967/Teil 3; ders., Ostelbische Landarmut. Statistisches über landlose und landarme Agrarproduzenten im Spätfeudalismus, in: Jahrbuch für Wirtschaftsgeschichte, 1970/Teil 1. また、東エルベ農村についてのわが国の最新の研究として、飯田恭「農場・財産・家族 1700—1820—ブランデンブルクの二村落マンカーとヴストラウ（ルピン郡）の対比——」『経済研究』（成城大学）144（1999）。

- 11) ただしライン地方やザクセンは——わが国の既存の研究に従うならば、という限定つきで——「両極分解」的な資本主義化をたどったものと藤田は捉え、こうした一部の地方と、それ以外の広範な地帯における別様の近代化の経路を対比している。藤田、15ページ。農民層分解論の見直しについて、さらに肥前栄一「北西ドイツ農村定住史の特質——農民屋敷地に焦点をあてて——」『経済学論集』（東京大学）57—4（1992年）、とくに9（注59）、22—23ページを参照。また、最新の研究成果として、平井進「近世末北西ドイツの下層人口問題と村落社会秩序——オスナブリュック司教領の定住管理に注目して——」『社会経済史学』66—1（2000）。
- 12) W. Conze, Vom "Pöbel" zum "Proletariat". Sozialgeschichtliche Voraussetzungen für den Sozialismus in Deutschland, in: ders., Gesellschaft - Staat - Nation. Gesammelte Aufsätze, Stuttgart, 1992 (zuerst 1954), S. 220ff.
- 13) 良知力『向う岸からの世界史——一つの48年革命史論——』未来社、1978年。81ページ以下。良知の議論を引き継いだ1848年革命研究として、増谷英樹『ビラの中の革命——ウィーン・1848年——』東京大学出版会、1987年；川越修『ベルリン 王都の近代——初期工業化・1848年革命——』ミネルヴァ書房、1988年。良知の研究は、ウィーンの市街戦で反革命軍の犠牲となったのがこれらプロレタリアート（棄民）であり、しかも彼らのかなりの部分がスラヴ系だったこと、一方、反革命軍の大部分もまた、宮廷に雇われたクロアチア人ないしスラヴ系の兵士だったことを明らかにすることにより、革命史研究に民族（「歴史なき民」としてのスラヴ系諸民族）の問題を導入した点でも画期的だった。ただしこの論点は、その後の諸研究で十分には深められていない。
- 14) 柳澤治『ドイツ三月革命の研究』岩波書店、1974年。
- 15) 同上、137ページ。
- 16) 同上、140—154ページ。
- 17) 同上、145, 151ページ。

- 18) K. Ries, *Bauern und ländliche Unterschichten*, in: C. Dipper / U. Speck (Hg.), 1848. *Revolution in Deutschland*, Frankfurt a. M. / Leipzig 1998, S. 262ff.; C. Dipper, *Revolutionäre Bewegungen auf dem Lande: Deutschland, Frankreich, Italien*, in: D. Dowe / H.-G. Haupt / D. Langewiesche (Hg.), *Europa 1848. Revolution und Reform*, Bonn 1998, S. 556-566; 藤田, 110—119, 172—185, 260—285。
- 19) 同様の「反封建的」農民蜂起はさらにチューリッゲン諸邦など中部ドイツにまで広がり、ここでも民主主義者との同盟が成立している。Ries, *Bauern*, S. 266。
- 20) 革命期のシュレージエンはプロイセンで最も不穏な州となり、民主主義者が主導して設立された農村協会 *Rustikalvereine* は、約200の地区協会に20万人を擁する巨大な大衆組織となった。この運動内部に農民・下層民間の利害対立がなかったわけではない。農村協会内で当初優位にあったのは比較的富裕な農民や村役人であったが、1848年12月に政府が封建的賦課租の無償廃棄を約束すると、彼らは運動から退く。一方、小農および下層民は、土地分割、賃上げ、木材伐採権・森林用益権・放牧権の復活などの要求を強めたが、結局成果をあげることなく終わった。Ebd., S. 268f.; 柳澤, 151ページ。「農村協会」についての本格的研究は、まだない。
- 21) 16のタイプとそれぞれの件数は以下の通り。1. 反封建的農民暴動 (132), 2. 農村下層民の暴動 (68), 3. 盗人, 犯罪者, その他アウトサイダーに対するリンチ (9), 4. 「王座と祭壇」暴動 (革命の主導的人物に対する教会・国王・祖国の名による集団的暴力行為) (81), 5. 反ユダヤ人暴動 (45), 6. 宗教暴動 (諸宗派間の衝突) (14), 7. 飢餓暴動 (142), 8. 政治的含意を持つシャリバリ (134), 9. 自治体暴動 (自治体行政を握る名望家層に対する暴動) (117), 10. 手工業者暴動 (14), 11. 機械打ち壊し (17), 12. 労働者の紛争 (労働条件改善を求めるストライキ等の行動, 仕事を求める失業者の暴動, 仕事の獲得をめぐる労働者間の争い) (96), 13. 学生暴動 (9), 14. 「大政治」の諸問題に関わる行動 (狭義の「政治」に関わる大衆行動) (252), 15. 警察・軍隊等による弾圧を契機とする闘争 (282), 16. その他 (41), それ以外に不明 (33)。M. Gailus, *Straße und Brod. Sozialer Protest in den deutschen Staaten unter besonderer Berücksichtigung Preußens 1847-1849*, Göttingen 1990, S. 90f., 114f., 187ff. Vgl. ders., *Die Straße*, in: Dipper / Speck (Hg.), 1848, S. 155ff.; ders., *Die Revolution von 1848 als „Politik der Straße“*, in: Dowe / Haupt / Langewiesche (Hg.), *Europa 1848*, S. 1021ff. ガイルスの著書の紹介として、拙稿「ドイツ三月革命をどう捉えるか——『ブルジョア革命』論をめぐる若干の考察——」『立命館経済学』43—3 (1994年), 199ページ以下を参照。
- 22) Gailus, *Straße und Brod*, S. 120, 191f.
- 23) Ebd., S. 189f.
- 24) Ebd., S. 170-173, 192-194, 500. Vgl. R. Wirts, *Die Begriffsverwirrung der Bauern im Odenwald 1848. Odenwälder ‚Excesse‘ und die Sinsheimer ‚republikanische Schilderhebung‘*, in: D. Puls (Hg.), *Wahrnehmungsformen und Protestverhalten*, Frankfurt a. M. 1979, S. 81ff.; D. Langewiesche, *Die Agrarbewegungen in den europäischen Revolutionen von 1848*, in: J. Heideking u. a. (Hg.), *Wege in die Zeitgeschichte*, Berlin / New York 1989, S. 276f.
- 25) D. Langewiesche, *Die deutsche Revolution von 1848 / 49 und die vorrevolutionäre Gesellschaft. Forschungsstand und Forschungsperspektiven*, Teil II, in: *Archiv für Sozialgeschichte* 31 (1991), S. 333, 442f.; ders., *Revolution in Deutschland. Verfassungsstaat - Nationalstaat - Gesellschaftsreform*, in: Dowe / Haupt / Langewiesche (Hg.), *Europa 1848*, S. 168f., 186-190.
- 26) Gailus, *Straße und Brod*, S. 60-64, 506f. Vgl. H. Reif, *Der Adel*, in: Dipper / Speck (Hg.), 1848, S. 216. なお、藤田が明らかにしたような共同体 (ゲマインデ) 成員たる農民と非成員たる下層民との対立は、ガイルスの場合事実としては確認されつつも、上の三極構造という対抗図式のなかに明示的には組み入れられていない。農民・下層民間の対立について、藤田、前掲書のほか、J. Mooser, *Ländliche Klassengesellschaft 1770-1848. Bauern und Unterschichten, Landwirtschaft und Gewerbe*

- im östlichen Westfalen, Göttingen 1984, S. 342ff. を参照。また、都市内部の同様の対立について、藤田幸一郎『都市と市民社会——近代ドイツ都市史——』青木書店、1988年；川越、前掲書を参照。
- 27) Gailus, Straße und Brod, S. 513-516. (引用は S. 516)
- 28) Vgl. T. Mergel / C. Jansen, Von »der Revolution« zu »den Revolutionen«. Probleme einer Interpretation von 1848 / 49, in: C. Jansen / T. Mergel (Hg.), Die Revolutionen von 1848 / 49. Erfahrung - Verarbeitung - Deutung, Göttingen 1998, S. 7ff.; W. Siemann, The revolutions of 1848-49 and the persistence of the old regime in Germany (1848-1850), in: M. Fulbrook ed., German History since 1800, London / New York / Sidney / Auckland 1997, p. 109; C. Dipper / U. Speck, Vorbemerkung, in: Dipper / Speck (Hg.), 1848, S. 7.
- 29) Langewiesche, Die deutsche Revolution, S. 442f.; ders., Revolution in Deutschland, S. 189f.
- 30) 遅塚忠躬「フランス革命の歴史的位置」『史学雑誌』91—6（1982年）、36、42ページ；同『ロベスピエールとドリヴィエ——フランス革命の世界史的な位置——』東京大学出版会、1986年、312—313、325ページ。ただし2番目の引用箇所は、遅塚の引く E. H. カーの文章である。遅塚の議論について、前掲拙稿、464ページ以下を参照。
- 31) 高橋『市民革命』、14、18—21、26—27、36—39、43—44ページ。さらに、『近代社会成立史論』、173—177ページを参照。なお、ルフェーブルの著書の訳者である柴田三千雄と遅塚忠躬は、「ルフェーブルは、フランス革命が、資本主義に反対する民衆や農民をも含んだ四つの革命の複合体でありながら、結果において資本主義の発展に適合的な社会をもたらしたという意味で、それを一つのブルジョワ革命と見なしているのである」と述べており、高橋の解釈とのズレが見られる。ルフェーブル『1789年——フランス革命序論』岩波文庫、1998年、382ページ。
- 32) 柳澤、209、215、218—219ページ。
- 33) H.-U. Wehler, Deutsche Gesellschaftsgeschichte, Bd. 2 : Von der Reformära bis zur industriellen und politischen «Deutschen Doppelrevolution» 1815-1845 / 49, München 1987, S. 774-783. 本書は、ドイツ近代史に関する研究史を総括するエンチクロペディア的性格を持っている。革命の結果についてさらに、Ries, Bauern, S. 270f.; H.-G. Haupt / D. Langewiesche, Die Revolution in Europa 1848. Reform der Herrschafts- und Gesellschaftsordnung - Nationalrevolution - Wirkungen, in: Dowe / Haupt / Langewiesche (Hg.), Europa 1848, S. 28-41 をも参照。
- 34) D. ブラックボーン / G. イリー『現代歴史叙述の神話——ドイツとイギリス——』（望田幸男訳）晃洋書房、1983年。
- 35) 引用は同上、101ページ。なおイリーは、「資本主義的生産関係の自由な再生産のための適切な法的・政治的機構の創出」とブルジョア革命概念を規定したうえで、こうした規定にしたがえば、1860—70年代の「上からの革命」の過程をブルジョア革命のドイツ的変種と理解することができる、と述べている。同上、37—39、71、77ページ。しかし、これは「革命」概念の過度のダイリューションであり、彼自身批判している経済主義的マルクス主義と限りなく接近していると言わねばなるまい。概してブラックボーンの議論の方がイリーよりはるかに慎重であり、両者の問題提起に対する批判者の側からも好意的に受けとめられている。Vgl. D. Langewiesche, Entmythologisierung des »deutschen Sonderweges« oder auf dem Wege zu neuen Mythen?, in: Archiv für Sozialgeschichte 21 (1981), S. 527ff.
- 36) 松本彰「『ドイツの特殊な道』論争と比較史の方法」『歴史学研究』543（1985年）、1ページ以下を参照。
- 37) D. Langewiesche, Liberalismus und Bürgertum in Europa, in: J. Kocka (Hg.), Bürgertum im 19. Jahrhundert. Deutschland im europäischen Vergleich, Bd. 3, München 1988, S. 360ff. さらに、vgl. D. Langewiesche, Deutscher Liberalismus im europäischen Vergleich. Konzeption und Ergebnisse, in: ders. (Hg.), Liberalismus im 19. Jahrhundert, Göttingen 1988, S. 11ff.; ders., Liberalismus in Deutschland, Frankfurt a. M. 1988.

- 38) ブラックボーン／イリー, 6, 11, 92, 170ページ。
- 39) 最近の共著論文でランゲヴィーシェは、現在では「『ドイツの特殊な道』という解釈モデルの古い形は捨て去られている」と述べている。Haupt / Langewiesche, *Die Revolution in Europa*, S. 30
- 40) J. Kocka, *Bürgertum und bürgerliche Gesellschaft im 19. Jahrhundert. Europäische Entwicklung und deutsche Eigenarten*, in: ders. (Hg.), *Bürgertum im 19. Jahrhundert. Deutschland im europäischen Vergleich*, Bd. 1, München 1988, S. 12f., 20-33, 65-76.
- 41) このような概念規定の原型として, M. ウェーバー『一般社会経済史要論 下』（黒正敏・青山秀夫訳）岩波書店, 1955年, 173—175ページ。
- 42) J. コッカ『歴史と啓蒙』（肥前栄一・杉原達訳）未来社, 1994年, 158ページ。
- 43) Vgl. Kocka, *Bürgertum*, S. 11 ; ders., *Vorwort*, Kocka (Hg.), *Bürgertum im 19. Jahrhundert*, Bd. 1, S. 7.
- 44) 「特殊な道」論に批判的な立場から論争の総括を行った書物のなかで, グレービングは、「ドイツの特殊な道」ではなく、「資本主義的生産様式ならびに市民社会の貫徹という普遍的歴史過程のドイツ的バリエーション」について語るべきだ, とする。しかし, 彼女が具体的に「ドイツのバリエーション」の特性として挙げる内容は、「特殊な道」論者のそれと基本的に違っていない。たとえば, 第二帝政下における経済的近代化の一方で民主化の停滞, 同時代の西ヨーロッパには見られない東エルベの土地貴族という存在, 国家との一体性を強く持つ教養市民層, 行政官僚の家父長的性格, ユンカー・軍隊・官僚の複合体など。彼女自身, 「特殊な道」論の否定ではなく, 第二帝政から第三帝国までの歴史を「奈落への一方通行」としか見ない捉え方を否定するという限りでこれを修正することが問題である, と述べているが, こうした「一方通行」的見方の否定であれば, 少なくとも現時点では, 「特殊な道」概念を擁護する歴史家もまたこれに同意するであろう。H. Grebing, *Der »deutsche Sonderweg« in Europa 1806-1945. Eine Kritik*, Stuttgart / Berlin / Köln / Mainz 1986, S. 76f. (引用箇所), 97, 101, 124, 134, 136f.
- 45) たとえばランゲヴィーシェは, 1848/49年のドイツ革命はその最終段階でより「ブルジョア（市民的）」になった, とする。たとえば民衆の伝統的抗議形態は革命の過程で数を減じ, これに代わって結社等の組織, 請願, 民衆集会のような別の形態の政治行動が, 当初「自然発生的」革命に加わっていた者にとってもより重要になった。また, 革命の最後の波を形作る1849年春のライヒ憲法闘争は確かに武力闘争として展開したが, ただしそこでの暴力行為は軍隊的に組織され, また議会制的君主制であれ共和制であれ, それは「市民社会」をめざすものであった。Langewiesche, *Revolution in Deutschland*, S. 190.
- 46) 大革命がフランスにおける資本主義の発展を促進したか否かについては評価が分かれる。ただし少なくとも政治的変革について, それがきわめてラディカルな転換点となったことは明らかである。服部春彦「大革命とフランス経済」『社会経済史学』57—4（1991）; J. A. Goldstone, *Revolution and Rebellion in the Early Modern World*. Berkeley / Los Angeles / Oxford: University of California Press, 1991, pp. 10-12, 439f., 442を参照。なお, 「結果」という要因を「ブルジョア革命」概念から除外するランゲヴィーシェの議論に同意した私自身のかつての立場（前掲拙稿, 196ページ）をここで修正したい。
- 47) H.-U. Wehler, *Deutsche Gesellschaftsgeschichte*, Bd. 3 : *Von der »Deutschen Doppelrevolution« bis zum Beginn des Ersten Weltkrieges 1849-1914*, München 1995, S. 1284. 「第二段階」とは1860/70年代の帝国創設過程であり, それが相次ぐ戦勝のなかで実現されたことを通じて軍隊および貴族の威信が大きく高められたことをヴェーラーは重視する。以後, 軍隊は「国家内の国家」とも言うべき独立性を確保し, 貴族もまた帝国指導部, 諸邦政府, 官僚, 軍隊のなかで, その特権的地位の伝統を保持しつづけた。帝国議会の創設は, なるほど普通選挙制を通じて大衆の政治的動員を大いに促進したものの, しかし議会多数党による政府の形成は認められず, また議会自身の側も, 支配権の獲得を真剣に求めようとはしなかった。権威主義的政体と議会制化の阻止のもとで, 官僚支配が他のヨー

ロッパ諸国に例を見ないほど強固なものとなり、その裏面として国民の他者依存的性格が強められた。帝国の政治的・社会的支配構造は、「見せかけの議会制を伴う官僚制的〈官憲国家〉において、国民大衆を……家畜の群れのように〈管理する〉」（M. ヴェーバー）ことを可能にし、これによってドイツの「特殊な道」を導いたのである。Ebd., 1284ff.（引用は S. 1295）

48) Ebd., S. 472, 1294.

49) コッカ, 159ページ。

50) 高橋『市民革命』, ii—iiiページ。